

地保第 1 2 2 5 号  
令和元年(2019年)6月21日

地域医療推進局地域医療課長  
地域医療推進局医務薬務課長  
食品衛生課長  
福祉局地域福祉課長  
福祉局施設運営指導課長  
子ども未来推進局子ども子育て支援課長

様

健康安全局地域保健課がん対策等担当課長

「健康増進法の一部を改正する法律」第3条による改正後の健康増進法第28条5号に規定する第一種施設への立入検査等実施に係る協力依頼について

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の公布、施行に伴い、改正法第3条による改正後の健康増進法第28条5号に規定する第一種施設（以下「第一種施設」という。）は、本年7月1日から原則敷地内禁煙となります。（受動喫煙防止のために必要な措置がとられた場合は屋外喫煙場所の設置が可能）

つきましては、改正法施行後における第一種施設の義務違反の状況を確認するにあたり、貴課が所管する施設の立入検査等実施に際して、次のとおりご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、立入検査等実施担当課（各総合振興局（振興局）の所管課）に対しては、貴課が立入検査等の実施について通知する際などにあわせて適宜お知らせ願います。

記

## 1 第一種施設

別添「第一種施設所管部署一覧」のとおり

## 2 立入検査等実施時の確認

(1) 貴課所管の法令等に基づき施設に立入検査等を実施する際は、次の内容について確認願います。

ア 施設内は禁煙になっているか。

イ 敷地内は禁煙になっているか。

ウ 特定屋外喫煙場所（※）を設置しているか。

エ 特定屋外喫煙場所を設置している場合は、標識を掲示しているか。

オ 特定屋外喫煙場所以外の場所に、喫煙するための器具及び設備を喫煙することができる状態で設置していないか。

※ 特定屋外喫煙場所：第一種施設の敷地内にある屋外で、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に設置された喫煙場所

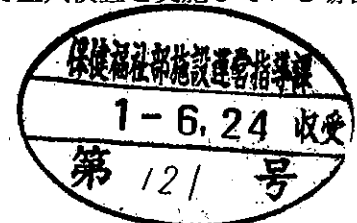
(2) 立入検査等に関する要綱等を定めている場合は、可能な限り、上記2(1)ア～オを確認項目として追加願います。

## 3 保健所等への情報提供

立入検査等で施設内喫煙等があった場合は、施設所在地を所管する保健所（各（総合）振興局保健環境部保健行政室（地域保健室）企画総務課）へ情報提供（方法は任意）願います。

なお、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市所在の施設で、貴課において立入検査を実施している場合の情報については、当職あて提供（方法は任意）願います。

## 4 その他補足事項



- (1) 今回依頼した確認は、本年度で終了するものではありませんので、来年度以降も継続してご協力をお願いします。
- (2) 健康増進法に係る確認事項であることから、立入検査等を受ける相手方の回答は任意で結構ですので、可能な範囲で対応をお願いします。（相手方が協力を拒んだ場合には、その旨保健所等に情報提供をお願いします）
- (3) 本件に係る立入検査等終了後の講評や実施結果の通知は必要ありません。
- (4) 要綱等の改正が困難な場合は、別添「受動喫煙防止措置に関する確認表（第一種施設）」を活用願います。
- (5) 要綱等に上記2（1）ア～オを追加した場合は、追加後の要綱等を当職あてご惠与願います。

健康づくりグループ 佐土、曾根  
内線:25-515、25-533

第一種施設所管部署一覧

法令	条文	施設種別	所管			
			部	課	グループ	
学校教育法	1条	学校（専ら同法第97条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）	道教委	教育	福利課	健康管理
	124条	専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）	道	総務	学事	企画幼稚園、中高専修
	第134条第1項	各種学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）	文科省			
防衛省設置法	14条	防衛大学校及び防衛医科大学校	道	総務	学事	
職業能力開発促進法	15条の7第1項第2号	職業能力開発短期大学校	厚労省			
	15条の7第1項第3号	職業能力開発大学校	厚労省			
	27条第1項	職業能力開発総合大学校	厚労省			
国立研究開発法人水産研究・教育機構法	第12条第1項第5号	国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学校）	—	—	—	—
独立行政法人海技教育機構法	11条第1項第1号	独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）	国交省			
高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律	16条第6号	施設（国立看護大学校）	—	—	—	—
自衛隊法施行令	33条の2	陸上自衛隊高等工科学校	防衛省			
国土交通省組織令	192条	航空保安大学校	—	—	—	—
	254条	海上保安大学校及び海上保安学校	—	—	—	—
児童福祉法	13条第3項第1号	児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設	道	保福	地福	人材
	18条の6第1号	保育士を養成する施設	道	保福	地福	人材
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	2条第1項第1号及び第2号	養成施設	道	保福	医薬	医務
理容師法	第3条第3項	理容師養成施設	道	保福	食品	衛生
栄養士法	2条第1項	栄養士の養成施設	道	保福	地保	健康
保健師助産師看護師法	19条第2号	保健師養成所	道	保福	医薬	看護
	20条第2号	助産師養成所	道	保福	医薬	看護
	21条第3号	看護師養成所	道	保福	医薬	看護
	22条第2号	准看護師養成所	道	保福	医薬	看護
歯科衛生士法	12条第2号	歯科衛生士養成所	道	保福	地保	健康
教育職員免許法	5条第1項	養護教諭養成機関	文科省			
	別表第1備考第2号の3及び第3号	幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関	文科省			
	別表第2の2備考第2号	栄養教諭の教員養成機関	文科省			
社会福祉法	19条第1項第2号	養成機関	道	保福	地福	人材
道路運送車両法	55条第3項	自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る。）	国交省			
診療放射線技師法	20条第1号	診療放射線技師養成所	道	保福	医薬	医務
歯科技工士法	14条第2号	歯科技工士養成所	道	保福	地保	健康

第一種施設所管部署一覧

法令	条文	施設種別	所管			
			部	課	グループ	
美容師法	4条第3項	美容師養成施設	道	保福	食品	衛生
臨床検査技師等に関する法律	15条第1号	臨床検査技師養成所	道	保福	医薬	医務
調理師法	3条第1号	調理師養成施設	道	保福	地保	健康
理学療法士及び作業療法士法	11条第1号	理学療法士養成施設	道	保福	医薬	医務
	12条第1号	作業療法士養成施設	道	保福	医薬	医務
製菓衛生師法	5条第1号	製菓衛生師養成施設	道	保福	食品	食品
柔道整復師法	12条第1項	柔道整復師養成施設	道	保福	医薬	医務
視能訓練士法	14条第1号	視能訓練士養成所	道	保福	医薬	医務
社会福祉士及び介護福祉士法	40条第2項第1号	養成施設	道	保福	地福	人材
臨床工学技士法	14条第1号	臨床工学技士養成所	道	保福	医薬	医務
義肢装具士法	14条第1号	義肢装具士養成所	道	保福	医薬	医務
救急救命士法	34条第1号	救急救命士養成所	道	保福	地医	救急
言語聴覚士法	33条第1号	言語聴覚士養成所	道	保福	医薬	医務
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	11条第1項第1号	11条第1項第1号に規定する施設	文科省			
農業改良助長法施行令	3条第1号	教育機関（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）	農水省			
学校教育法施行規則	155条第1項第4号及び第2項第7号	文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）	文科省			
	第160条第3号		文科省			
	第161条第2項		文科省			
	第162条		文科省			
	第177条第7号		文科省			
医療法	1条の5第1項	病院	道	保福	医薬	医務
	1条第2項	診療所	道	保福	医薬	医務
	2条第1項	助産所	道	保福	医薬	医務
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	2条第12項	薬局	道	保福	医薬	薬務
介護保険法	8条第28項	介護老人保健施設	道	保福	施設	事業指導
	8条第29項	介護医療院	道	保福	施設	事業指導
難病の患者に対する医療等に関する法律	29条第1項	難病相談支援センター	道	保福	地保	特疾
—	—	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設	道	保福	医薬	医務

第一種施設所管部署一覧

法令	条文	施設種別	所管			
			部	課	グループ	
児童福祉法	6条の2の2第1項	障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）	道	保福	施設	事業指導
	6条の3第1項	児童自立生活援助事業	道	保福	子ども	児童
	6条第2項	放課後児童健全育成事業	道	保福	子ども	保育
	6条第3項	子育て短期支援事業	道	保福	子ども	保育
	6条第6項	地域子育て支援拠点事業	道	保福	子ども	保育
	6条第7項	一時預かり事業	道	保福	子ども	保育
	6条第9項	家庭的保育事業	道	保福	子ども	保育
	6条第10項	小規模保育事業	道	保福	子ども	保育
	6条第12項	事業所内保育事業	道	保福	子ども	保育
	6条第13項	病児保育事業の用に供する施設	道	保福	子ども	保育
7条第1項	児童福祉施設	道	保福	子ども	保育、児童、自立支援	
59条第1項	59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）	道	保福	子ども		
母子保健法	22条第2項	母子健康包括支援センター	道	保福	子ども	母子保健
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	2条第6項	認定こども園	道	保福	子ども	保育
法務省設置法	8条第1項	少年院及び少年鑑別所	法務省			

## 受動喫煙防止措置に関する確認表（第一種施設）

施設名 \_\_\_\_\_

No	確認事項	確認結果	根拠
1	施設内は禁煙になっているか。	有・無	健康増進法第29条
2	敷地内は禁煙になっているか。	有・無	健康増進法第29条
3	特定屋外喫煙場所を設置しているか。	有・無	健康増進法第28条第13号
4	特定屋外喫煙場所を設置している場合は、標識を掲示しているか。	有・無	健康増進法第28条第13号
5	特定屋外喫煙場所以外の場所に、喫煙するための器具及び設備を喫煙することができる状態で設置していないか。	有・無	健康増進法第30条第1項

※ 根拠は、「健康増進法の一部を改正する法律」第3条による改正後の健康増進法の条項を掲載

[参考（健康増進法等関係部分抜粋）]

<p>(定義)</p> <p>第28条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。</p> <p>5 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）</p> <p>6～12 (略)</p> <p>13 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。</p>	<p><b>必要な措置の内容（H31.2.22健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）</b></p> <p>① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。 「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。</p> <p>② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。 当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添3）をお示ししているので御活用いただきたい。</p> <p>③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。</p>
<p>(特定施設等における喫煙の禁止等)</p> <p>第29条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。</p> <p>(特定施設等の管理権原者等の責務)</p> <p>第30条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。</p>	

# 改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

## ○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年  
7月1日  
施行

上記以外の施設\*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所等

\*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

## ○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択



2020年  
4月1日  
施行

【経過措置】

既存の経営規模の  
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

## ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
- ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

## ○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

## ○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年  
1月24日  
施行